

## 別紙 2

### 1 騒音

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの施行区域周辺における工事に伴う騒音についての監視調査は、表-1 に示すとおり、全監視調査を通じて全て監視基準を下回っている。

評-1 騒音調査結果

年	月	日	回数	騒音レベル [d B (A)]			監視基準 [85dB(A)] との適否
				90%レンジ上端値			
				No.2	No.3	No.4	
平成 21 年	4	15	1 回目	64	60	68	適合
			2 回目	63	62	67	適合
	5	13	1 回目	67	63	66	適合
			2 回目	71	64	69	適合
	6	17	1 回目	62	68	68	適合
			2 回目	68	59	69	適合
	7	15	1 回目	64	62	67	適合
			2 回目	62	60	68	適合
	8	19	1 回目	65	60	63	適合
			2 回目	65	61	64	適合
	9	2	1 回目	70	62	63	適合
			2 回目	71	59	67	適合
	9	9	1 回目	64	62	63	適合
			2 回目	63	63	58	適合
	9	16	1 回目	68	59	69	適合
			2 回目	65	63	65	適合
	10	16	1 回目	68	63	65	適合
			2 回目	64	61	67	適合
	10	21	1 回目	67	62	65	適合
			2 回目	61	65	67	適合
	10	26	1 回目	64	61	70	適合
			2 回目	66	59	67	適合
	11	18	1 回目	67	64	66	適合
			2 回目	61	57	69	適合
12	5	1 回目	61	54	56	適合	
		2 回目	56	52	63	適合	
12	9	1 回目	67	60	68	適合	
		2 回目	67	62	68	適合	
12	16	1 回目	70	58	62	適合	
		2 回目	68	63	65	適合	
平成 22 年	1	6	1 回目	71	63	70	適合
			2 回目	63	65	63	適合
	1	11	1 回目	55	58	69	適合
			2 回目	49	59	66	適合

注) 工事最盛期の 9 月～10 月, 12 月～3 月は建設作業騒音が増加することが予測されたため、週 1 回調査を行った。

評-611 騒音調査結果

年	月	日	回数	騒音レベル [ d B (A) ]			監視基準 [85dB(A)] との適否
				90%レンジ上端値			
				No.2	No.3	No.4	
平成 22 年	1	20	1回目	77	63	68	適合
			2回目	68	62	65	適合
	1	27	1回目	67	61	60	適合
			2回目	62	60	66	適合
	2	3	1回目	70	61	69	適合
			2回目	67	66	64	適合
	2	10	1回目	69	61	71	適合
			2回目	66	59	67	適合
	2	17	1回目	56	66	66	適合
			2回目	67	66	66	適合
	2	24	1回目	69	62	66	適合
			2回目	64	60	67	適合
	3	1	1回目	61	69	71	適合
			2回目	67	63	65	適合
	3	10	1回目	62	70	71	適合
			2回目	60	62	65	適合
	3	15	1回目	68	66	67	適合
			2回目	71	58	68	適合
	3	25	1回目	70	61	68	適合
			2回目	66	60	68	適合
3	29	1回目	69	65	70	適合	
		2回目	63	58	66	適合	
			1回目				
			2回目				
			1回目				
			2回目				
			1回目				
			2回目				

注) 工事最盛期の9月～10月, 12月～3月は建設作業騒音が増加することが予測されたため, 週1回調査を行った。

## 2 水質

### 2-1 水質（濁度）

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの施行区域周辺における水の濁り（濁度）について監視調査を行った結果は、表-2 に示すとおりである。

表-2 (1) 濁度調査結果 (単位：度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. A	No. B
平成 21 年	4	8	3.3	3.5	3.1	1.9	3.1	1.1	
		10	6.3	4.7	2.3	3.7	3.3	1.3	
		13	3.7	4.9	1.9	2.1	3.1	1.3	
		15	3.3	3.5	2.7	3.1	3.1	1.3	
		17	3.7	2.7	2.9	2.3	3.5	1.7	
		22	2.9	1.7	1.7	1.7	2.3	0.6	
		24	2.3	1.1	2.1	1.9	2.1	1.1	
		27	2.9	3.1	2.7	3.1	3.1	2.1	
	5	8	1.7	1.1	0.9	0.7	1.1	0.2	
		13	0.4	0.4	0.2	0.2	0.4	0.0	
		20	0.6	1.1	0.2	0.0	0.6	0.0	
		27	1.7	0.9	0.6	0.6	3.3	0.2	
	6	3	0.4	0.9	0.2	0.0	0.6	0.0	
		10	1.7	0.6	0.6	0.9	2.5	0.2	
		17	1.3	1.9	0.6	0.9	0.9	0.0	
		19	2.1	2.5	0.2	0.4	1.3	0.0	
		24	1.3	2.3	1.3	1.3	2.7	0.6	
		29	2.1	2.3	1.5	1.1	1.3	0.2	
	7	1	4.1	2.9	2.3	2.9	2.7	1.5	
		3	3.9	3.1	2.9	3.7	2.1	0.6	
		6	2.9	1.5	1.3	1.9	2.7	1.3	
		8	2.3	1.7	1.3	1.5	2.5	0.9	
		10	2.9	2.7	1.3	1.1	2.1	0.6	
		13	4.5	3.1	2.9	2.9	2.9	1.9	
		15	2.1	1.9	1.5	1.5	1.9	0.6	
		17	2.5	2.5	0.9	1.3	0.9	0.4	
		22	1.7	2.3	2.5	2.1	2.5	4.7	
		24	4.7	4.3	1.7	2.1	3.5	1.3	
		27	6.3	7.2	2.5	3.3	3.7	4.3	
29	3.9	3.7	2.5	3.1	3.1	3.1			

- 注) 1 濁度調査は、概ね 1 週間間隔（浚渫，床掘施工時は 1 回／日）で実施した。  
 2 基本監視点，対照点の各値は，上層（海面下 2m 層）と下層（海面下 10m 層，水深が 10m 未満の場合は海底面上 1m 層）の平均値である。  
 3 対照点は，No. A と No. B の平均値である。

表-2 (1) 濁度調査結果

(単位：度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. A	No. B
平成 21年	8	3	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	0.9	
		5	1.7	2.3	2.7	1.3	1.7	0.8	
		7	5.7	3.9	1.9	1.7	2.3	0.9	
		12	1.7	2.5	1.9	1.1	1.3	0.4	
		17	1.1	1.1	0.9	0.9	1.9	0.2	
		18	3.3	4.1	1.1	1.5	2.3	0.4	
		19	3.1	3.7	0.9	1.5	1.5	0.6	
		21	1.5	1.5	1.5	1.7	1.5	0.4	
		24	0.9	0.9	0.9	0.9	1.1	0.6	
		25	1.3	1.3	1.1	0.9	1.3	0.4	
		26	2.3	2.5	1.1	0.9	1.7	0.6	
		27	1.3	0.6	0.9	1.3	1.1	0.6	
		28	1.3	0.9	0.9	1.3	0.9	0.2	
	31	0.6	0.6	0.6	0.6	1.1	0.2		
	9	1	0.9	0.9	0.6	1.1	1.1	0.0	
		2	2.3	1.1	1.1	0.9	1.5	0.4	
		4	1.9	1.5	1.3	1.1	1.7	0.2	
		9	3.9	2.1	2.7	1.5	1.5	0.9	
		11	3.9	2.7	1.9	1.7	2.7	1.1	
		16	7.2	7.0	1.5	1.1	1.5	0.4	
		25	2.1	1.3	1.5	0.9	1.7	0.4	
		28	1.3	0.6	0.4	0.4	1.1	0.0	
	10	30	0.6	1.5	0.2	0.0	1.1	0.0	
		5	3.7	1.5	1.1	0.9	1.3	0.0	
		7	3.9	3.1	2.7	2.5	2.9	0.6	
		14	1.3	1.7	0.6	0.6	2.3	0.2	
		21	1.7	1.3	0.6	0.6	1.5	0.0	
	11	28	1.3	0.4	0.2	0.4	0.9	0.0	
		4	3.5	1.3	0.6	0.6	1.7	0.2	
		11	1.7	1.1	0.4	0.4	2.1	0.0	
		18	1.9	1.3	1.1	0.9	2.1	0.2	
	12	25	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		2	1.1	1.5	1.7	1.5	0.6	0.0	
		9	0.2	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	
		16	1.5	1.7	1.3	2.5	1.1	0.0	
		24	0.4	0.2	0.0	0.0	1.1	0.0	
28		1.7	1.5	0.4	0.4	1.3	0.0		

- 注 0.0) 1 濁度調査は、概ね1週間間隔（浚渫、床掘施工時は1回/日）で実施した。  
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層（海面下2m層）と下層（海面下10m層、水深が10m未満の場合は海底面上1m層）の平均値である。  
 3 対照点は、No. A と No. B の平均値である。

表-2 (3) 濁度調査結果

(単位: 度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B
平成 22 年	1	6	0.4	0.4	0.4	0.2	1.3	0.0	
		13	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
		14	0.2	0.4	0.2	0.0	0.4	0.0	
		18	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	
		20	0.6	3.5	2.1	1.7	1.3	0.0	
		22	1.9	1.1	0.4	0.2	0.4	0.0	
		25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		27	0.6	1.1	0.4	0.2	0.0	0.0	
		28	0.4	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	
		29	1.1	0.6	1.3	0.9	0.6	0.0	
	2	1	0.6	1.1	0.4	0.9	1.1	0.0	
		3	1.7	1.7	1.5	1.1	0.6	0.0	
		5	2.5	1.1	0.4	0.2	0.9	0.0	
		6	0.6	0.2	0.0	0.9	0.6	0.0	
		8	0.6	0.4	0.0	0.2	0.9	0.0	
		10	1.5	1.1	0.0	0.2	0.4	0.0	
		17	1.3	1.1	0.9	1.1	0.9	0.0	
		24	1.7	1.1	0.6	0.0	1.1	0.0	
	3	26	1.9	1.9	0.2	0.2	1.1	0.0	
		1	1.5	0.4	0.0	0.2	0.2	0.4	
		3	1.7	1.5	0.9	0.4	0.9	0.0	
		5	0.9	0.4	0.9	0.4	0.6	0.0	
		8	0.9	0.2	0.2	0.6	1.3	0.0	
		9	1.1	1.7	0.6	1.1	1.3	0.2	
		10	1.5	1.3	0.6	0.4	0.9	0.2	
		11	1.1	1.7	0.4	0.0	0.9	0.0	
		12	0.9	1.1	0.4	0.4	0.4	0.0	
		13	1.3	0.9	0.6	0.4	0.6	0.2	
		15	3.3	1.9	0.9	0.9	1.5	0.6	
		16	2.1	1.3	1.3	1.5	1.5	0.4	
		17	2.7	2.1	1.3	1.3	1.5	0.4	
18	2.7	2.3	1.7	1.3	1.9	0.4			
19	2.9	1.9	1.3	1.3	1.9	0.6			
20	2.7	2.3	1.5	1.5	2.5	0.9			
22	2.1	1.7	1.9	1.5	2.1	1.1			
23	2.3	1.3	1.3	1.5	2.3	0.6			
24	1.9	1.3	1.3	1.3	1.5	0.9			
29	2.1	2.1	2.1	1.7	1.7	0.9			
31	5.1	2.7	2.9	2.9	2.9	1.1			

- 注) 1 濁度調査は、概ね1週間間隔(浚渫, 床掘施工時は1回/日)で実施した。  
 2 基本監視点, 対照点の各値は, 上層(海面下2m層)と下層(海面下10m層, 水深が10m未満の場合は海底面上1m層)の平均値である。  
 3 対照点は, No. A と No. B の平均値である。

## 2-2 水質 (SS)

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの施行区域周辺における水の濁り (SS 濃度) について監視調査を行った結果は、表-3 に示すとおり監視基準を満足しており、対象事業計画地周辺域への影響は見受けられない。

表-3 (1) SS 調査結果 (単位: mg/L)

年	月	日	基本監視点					対照点		監視基準	監視基準との適否
			No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. A	No. B		
平成 21 年	4	8	3	2	2	2	2	1	1	11	適合
		15	4	3	1	4	3	2	2	12	適合
		22	2	2	2	2	2	1	1	11	適合
		27	3	2	1	2	2	2	2	12	適合
	5	8	1	1	1	1	1	1	1	11	適合
		13	1	1	1	1	1	1	1	11	適合
		20	1	1	2	2	1	1	1	11	適合
		27	1	2	1	2	1	1	1	11	適合
	6	3	1	1	1	1	1	1	1	11	適合
		10	2	2	3	2	3	1	1	11	適合
		17	2	2	2	2	1	1	1	11	適合
		24	2	3	2	2	3	1	1	11	適合
	7	1	4	3	3	3	3	2	2	12	適合
		8	4	4	3	3	3	2	2	12	適合
		15	3	4	3	2	2	2	2	12	適合
		22	3	4	5	4	3	7	7	17	適合
		29	4	3	3	5	6	3	3	13	適合
	8	5	3	3	3	3	3	2	2	12	適合
		12	3	3	3	2	3	1	1	11	適合
		19	7	4	3	2	2	2	2	12	適合
		26	3	3	2	2	3	2	2	12	適合
	9	2	3	3	2	2	2	1	1	11	適合
		9	3	3	3	2	3	2	2	12	適合
		16	5	6	2	2	2	2	2	12	適合
		25	3	3	3	3	3	2	2	12	適合
		30	1	1	1	1	1	1	1	11	適合
	10	7	3	3	3	3	3	1	1	11	適合
		14	2	2	1	2	3	1	1	11	適合
21		2	2	1	1	2	1	1	11	適合	
28		1	1	1	1	1	1	1	11	適合	

- 注) 1 SS 濃度の調査は、概ね 1 週間間隔で実施した。  
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層 (海面下 2m 層) と下層 (海面下 10m 層、水深が 10m 未満の場合は海底面上 1m 層) の平均値である。  
 3 対照点は、No.A と No.B の平均値である。  
 4 監視基準は、対照点 2 地点 (No.A, No.B) の平均 SS 濃度に 10mg/L を加えた値とする。

表-3 (2) SS 調査結果

(単位: mg/L)

年	月	日	基本監視点					対照点		監視基準	監視基準との適否
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B		
平成21年	11	4	3	2	2	1	2	1	11	適合	
		11	1	1	1	1	2	1	11	適合	
		18	3	2	2	2	3	1	11	適合	
		25	1	1	1	1	1	1	11	適合	
	12	2	1	2	2	2	1	1	11	適合	
		9	1	2	2	2	2	1	11	適合	
		16	2	2	2	2	2	1	11	適合	
		24	2	2	1	2	2	2	12	適合	
		28	3	2	1	2	2	1	11	適合	
平成22年	1	6	1	1	1	1	1	1	11	適合	
		13	2	1	2	2	2	1	11	適合	
		20	3	3	3	3	3	1	11	適合	
		27	2	3	3	2	2	1	11	適合	
	2	3	2	3	3	3	2	1	11	適合	
		10	3	2	2	2	2	1	11	適合	
		17	2	2	2	2	3	1	11	適合	
		24	4	4	3	3	3	2	12	適合	
	3	3	3	4	2	3	3	2	12	適合	
		10	2	2	2	2	2	1	11	適合	
		17	2	2	2	3	4	1	11	適合	
		24	2	2	2	2	2	1	11	適合	
		31	5	5	3	3	4	2	12	適合	

- 注) 1 SS 濃度の調査は、概ね1週間間隔で実施した。  
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層（海面下2m層）と下層（海面下10m層、水深が10m以浅の場合は海底面上1m層）の平均値である。  
 3 対照点は、No.AとNo.Bの平均値である。  
 4 監視基準は、対照点2地点（No.A、No.B）の平均SS濃度に10mg/Lを加えた値とする。

環境監視（水質）調査地点の考え方

1 環境影響評価書策定時における調査地点の考え方

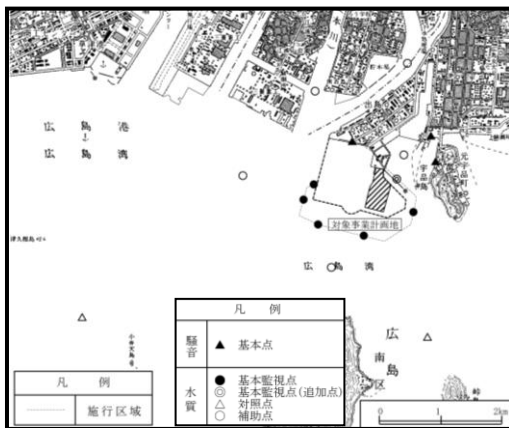
- 廃棄物処分場の設置事業の工事中の環境監視（水質）調査地点の考え方は、出島地区港湾整備事業計画（以下「港湾整備事業」という。）をもとに設定したものである。
- 港湾整備事業は、廃棄物処分場の設置事業を実施する時点で第1・2工区が竣功し、第3・4・5工区を施工する計画であり、その施行区域を考慮し、図1（1）に示すように廃棄物処分場設置に係る環境監視調査地点を設定した。

【出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書中の記載事項】

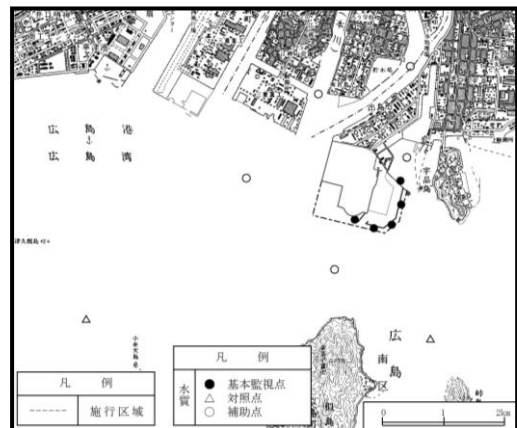
水質監視調査は、港湾整備事業で実施されている。基本監視点は、施行区域上の地点、対照点は海域代表点、補助点は基本監視点で監視基準が満たされない場合の調査実施点である。対照点、補助点は港湾整備事業の既存監視点と併用し、事業計画地周辺の1地点を基本監視点として追加する。

2 平成 21 年度の環境監視調査地点の考え方

- 平成 21 年度の港湾整備事業は、廃棄物処分場の西側及び東側の工事を実施していないため、施行区域を縮小することとした。
- 平成 21 年度の環境監視（水質）調査地点は、施行区域を縮小したことから、西側の調査地点の1地点を未実施としているが、工事における濁りを適切に把握できるものと考えている。
- 環境監視（水質）調査地点は、今後も工事の範囲及び内容等を考慮し、適切な場所に設定する。



(1) 環境影響評価書策定時



(2) 平成 21 年度環境監視（水質）

図 1 環境監視調査地点図